



令和8（2026）年3月卒業予定者対象（既卒者の応募可）

求人票

法人概要	フリガナ	ツシマイリョウフクシグループ シャカイフクシホウジン ノテフクシカイ			採用本部 連絡先	ノテ福祉会 人材開発・研修本部 人材開発課 〒062-0021 北海道札幌市豊平区月寒西1条4丁目3番1号 電話 011-826-6604 メール saiyou-center@note.or.jp
	法人名	つしま医療福祉グループ 社会福祉法人 ノテ福祉会				職員数 2,286名（女性1,600名、男性686名）※2025.1.1現在 売上高 149億7747万円（令和6年3月31日実績）
	代表者名	理事長 対馬 徳昭	法人設立	1983年		
	資本金	社会福祉法人のため無し		事業所数	106ヵ所	
	事業内容	高齢者・障がい者福祉施設・病院の設置・運営				
	事業エリア	北海道札幌市（72ヵ所）、宮城県仙台市（15ヵ所）、東京都世田谷区（8ヵ所）、千葉県船橋市（11ヵ所）※令和7年度オープン予定含む				
	法人理念	「誰もが ごくふつうに くらせる しあわせ」を創造する				
法人PR	医療・福祉のリーディングカンパニー「つしま医療福祉グループ」の中核法人です。私たちは高齢者や障がいを持つ方々が“自立してその人らしく暮らせる”地域社会を目指し事業を展開しております。「利用者と介護者に優しい法人」として、「インカム」を活用し職員の連携をスムーズに行う事や介護記録を音声入力するなど介護のICT化による、業務の省力化を推し進めゆとりの時間をコミュニケーションの時間に充てることや、残業「0」を目指します。また、「手による介護」を止め利用者・介護者の身体的負担を軽減するため介護機器・福祉用具を用いて介護を行う「ノーリフティングケア」に取り組んでいます。 学部学科問わず、毎年40名以上の方が入職しており知識や資格がない方もお気軽にご応募ください！					
職種・配属先等	職種	リハビリ職（総合職）【PT・OT・ST】				
	必要な資格・学歴	三年制専門学校または四年制大学の養成校卒／理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の資格取得見込				
	配属予定施設	介護老人保健施設 ノテげんきのでる里	介護老人保健施設 ノテ日本医療大学リハビリ	日本医療大学病院		
	採用人数	2名	2名	2名		
勤務条件等	仕事内容	介護老人保健施設において、利用者のリハビリテーション計画の作成と評価をし、他職種も含めて実践する、生活機能向上プログラムの指導を行っていただきます。	介護老人保健施設において、利用者のリハビリテーション計画の作成と評価をし、他職種も含めて実践する、生活機能向上プログラムの指導を行っていただきます。	地域包括ケア病院「日本医療大学病院」において、在宅復帰を目指して治療やリハビリテーションを受ける患者へのリハビリテーション計画の作成と評価をし、他職種も含めて実践する、生活機能向上プログラムの指導を行っていただきます。		
	勤務時間	9:00~18:00（休憩時間60分） 日曜日、年末年始（12/31・1/1・1/2）以外シフト制	8:30~17:30（休憩時間60分） シフト制	8:30~17:30（休憩時間60分） シフト制		
	年間休日	年間休日 113日（9~10日/月）				
基本給	四年制大学卒		三年制専門学校卒			
	202,800円～		198,400円～			
諸手当	通勤手当（上限35,000円）、住居手当（上限16,000円/月）、時間外手当、扶養手当、年末年始手当など					
時間外労働	あり（月平均5時間）、36協定における特別事項：なし					
寮設備等	あり（女性寮あり。豊平区内の温泉付き1Kマンション。）					
加入保険等	健康、厚生、雇用、労災、退職金制度あり					
昇給/賞与	昇給：年1回 賞与：年2回（令和6年度実績4ヶ月）※入社年度は冬季1回のみ					
応募・選考要領等	応募書類	写真付履歴書（学校指定様式）、成績証明書、卒業見込証明書				
	受付期間	随時受付中。面接日時は追ってお知らせいたします。				
	選考方法	説明会参加⇒書類選考⇒選考（役員面接）⇒合否決定				
	説明会等	対面・WEBでの説明会を随時開催中。施設見学会も行っています。				
応募書類送付先	右上部に記載あり。採用担当：大橋・小野					
その他	備考 PT・OT・STの不合格時は介護職員として採用の途あり。次年度以降、国試合格次第リハビリ職として登用します。 【初年度年収例】介護職：2,914,000円～（基本給＋介護職員処遇改善手当＋賞与＋入職準備金）※夜勤手当等の諸手当含まず					

★マイナビ2026にて情報公開中



★ノテ福祉会 Instagram



★ノテ福祉会 LINE



自己申告書

令和7年 2月 27日

私どもは、この求人申込みの時点において、職業安定法に規定する求人不受理の対象に該当いたしません。

事業所名 社会福祉法人ノテ福祉会

事業所所在地 〒004-0839 北海道札幌市清田区真栄434番地1

代表者名 代表 対馬 徳昭



◇この自己申告書についての説明事項◇

- (1) 以下のチェックシートの項目に1つでも該当する場合には、職業安定法に規定する求人不受理に該当します。
- (2) この自己申告書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに修正の上提出してください。
- (3) 申告内容が事実と異なる場合は、職業安定法第48条の3第2項及び第3項の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県労働局長による勧告及び公表の対象となります。

チェックシート

以下に該当する場合は、チェック欄にし点(「✓」)を記入してください。なお、以下のうち1つでも該当する場合は、求人不受理の対象となります。

※ 項目4については、求人不受理の対象ではありませんが、該当する事業所には職業紹介を行うことができません。

1. 労働基準法および最低賃金法関係

(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項(※1、2)違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

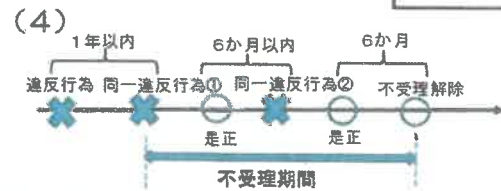
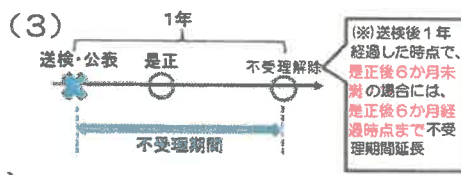
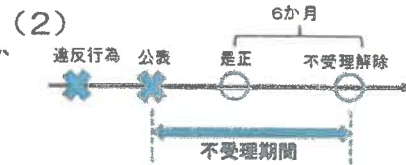
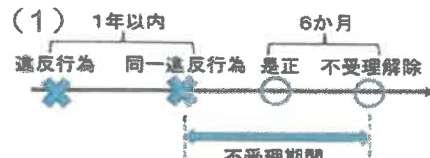
- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 送検後1年が経過していない。
- c 是正してから6カ月が経過していない。

(4) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、労働基準監督署による是正勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



(※1) 対象となる労働基準法の規定

内容	規定
男女同一賃金	第4条
強制労働の禁止	第5条
労働条件の明示	第15条第1項及び第3項
賃金	第24条、第37条第1項及び第4項
労働時間	第32条、第36条第6項(第2号及び第3号に係る部分に限る)、第141条第3項
休憩、休日、有給休暇	第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項
年少者の保護	第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条
妊産婦の保護	第64条の2(第1号に係る部分に限る)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項

※ 労働者派遣法第44条(第4項を除く)により適用する場合を含む。

(※2) 対象となる最低賃金法の規定

内容	規定
最低賃金	第4条第1項